

# 第2回 第9期介護保険事業計画等 策定委員会

令和5年11月22日(水) 15:00~16:30

日出町役場 大会議室

---

# 【次 第】

(進行:介護福祉課 課長補佐 間部 真弓)

## 1 開 会

---

## 2 介護福祉課長あいさつ

介護福祉課長 宇都宮 博

---

## 3 議 事

議長:工藤 都四男 委員長

---

**議題1** 日出町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の骨子案について

**議題2** 介護給付費等の見込み量及び介護保険料の推計について

**議題3** 新規事業・拡充事業の推進について

**議題4** その他

## 4 閉 会

---

## 第2回 第9期介護保険事業計画等策定委員会 出席者名簿

### (委員)

No	団体名及び役職	氏名(敬称略)	出欠	備考
1	日出町区長会 副会長	工藤 都四男	○	策定委員会委員長
2	日出町民生委員児童委員協議会 理事	大原 真知子	○	
3	日出町老人クラブ連合会 会長	河野 正光	○	策定委員会副委員長
4	日出町健康づくり推進協議会 副会長	細川 礼三	○	
5	日出町ボランティア連絡協議会 会長	阿部 長夫	○	
6	日出町身体障害者福祉協会 会長	岩尾 幸六	○	
7	日出町社会福祉協議会 常務理事	藤本 英示	○	
8	速見郡杵築市医師会 理事	佐登 宣仁	○	
9	杵築速見歯科医師会 常務理事	河野 俊貴	○	
10	特別養護老人ホーム暁谷苑 施設長	柿本 貴之	○	施設事業者代表
11	介護老人保健施設サンライズ・ビュー 事務長	田邊 正宏	○	施設事業者代表
12	(株)ジュエル藤原 代表取締役	佐藤 孝介	○	地域密着型事業者代表
13	(特非)摂食コミュニケーション・ネットワーク 理事長	中島 知夏子	○	地域密着型事業者代表
14	大分県東部保健所 次長兼地域保健課長	加来 理香	○	

### (事務局)

No	所属・職名	氏名	備考
1	日出町介護福祉課 課長	宇都宮 博	地域包括支援センター所長
2	日出町介護福祉課 課長補佐	間部 真弓	
3	日出町介護福祉課 課長補佐	坂西 文枝	地域包括支援センター次長
4	日出町介護福祉課介護保険係 係長	森若 慶太郎	事業計画主担当
5	日出町介護福祉課介護保険係 主任	室屋 武志	事業計画副担当

**議題Ⅰ 日出町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の骨子案について**

**Ⅰ 計画の主構成**

計画の主構成は、第8期計画から2章削減し、第5章構成にしたいと考えています。記載内容を充実しつつも、重複している項目や必要性の低いと思われる項目は統廃合し、できるだけシンプルな構成となるよう努めます。また、項目の文言もできるだけわかりやすい表現となるよう、修正を加えます。

(新)第9期主構成(案)	(旧)第8期主構成
<b>第1章 計画の策定にあたって</b> 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 4 日常生活圏域について 5 計画の策定体制	<b>第1章 計画の策定にあたって</b> (内容)計画の趣旨、計画期間など、計画とは何かという一般的な説明  <b>第7章 計画の推進体制と連携</b> (内容)計画の推進方法、連携相手など
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状</b> 1 人口構造及び高齢者の状況 2 介護保険の利用状況 3 他地域との比較 4 地域で暮らす高齢者の状況 5 第8期計画の評価 6 第9期計画に向けた課題	<b>第2章 高齢者を取り巻く現状</b> (内容)高齢者数や認定者数、給付費の推移、地域の高齢者のニーズ、第7期各取組の評価など
<b>第3章 高齢者福祉の取り組み</b> 1 計画の基本理念等 2 基本方針Ⅰ 地域における高齢者支援の体制整備 3 基本方針Ⅱ 介護予防の推進 4 基本方針Ⅲ 介護保険事業の円滑な運営 ※第9期各取組の目標は、該当箇所を設定	<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> (内容)計画の基本理念や体系、第8期各取組の目標など  <b>第4章 具体的施策</b> (内容)計画で掲げた3つの基本方針における、具体的な取組み(事業)内容
<b>第4章 介護サービスの見込み量</b> 1 在宅サービス 2 施設・居住系サービス 3 地域支援事業 4 事業所の整備方針	<b>第5章 介護保険サービスの量の見込み</b> (内容)介護サービス量の第7期実績、第8期及び中長期的(2025年及び2040年)な介護サービスの需要見込み
<b>第5章 介護保険料の設定</b> 1 介護保険事業の財源 2 被保険者数・要介護認定者数の見込み 3 事業費等の見込み 4 所得段階の設定 5 介護保険料額の算定	<b>第6章 第1号被保険者の介護保険料の設定</b> (内容)第5章の内容から、第8期の介護保険料を算定し、さらに中長期的な保険料も概算
<b>資料編</b> 1 介護保険制度改正のポイント 2 用語の解説 3 介護保険事業計画等策定委員会設置要綱及び第9期策定委員会委員名簿	<b>資料編</b> (内容)事業計画策定委員会設置要綱、第8期計画策定委員会委員名簿

## 2 第9期計画の骨子案

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
  - (1) 法令等の根拠
  - (2) 他計画との関係
- 3 計画の期間
- 4 日常生活圏域について
- 5 計画の策定体制
  - (1) 日出町第9期介護保険事業計画等策定委員会の開催
  - (2) 各種調査、パブリックコメントの実施
    - ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
    - ② 在宅介護実態調査
    - ③ 入所申込者実態把握調査
    - ④ パブリックコメント
  - (3) 計画の推進・連携体制
    - ① 関係機関との連携
    - ② 進捗状況の管理
    - ③ 事業評価の実施
    - ④ 情報提供の充実

### 第2章 高齢者を取り巻く現状

- 1 人口構造及び高齢者の状況
  - (1) 年代別人口の推移
  - (2) 高齢者人口・世帯数の推移
- 2 介護保険の利用状況
  - (1) 要介護(支援)認定者数・認定率の推移
  - (2) 介護給付費等の推移
- 3 他地域との比較
  - (1) 要介護(支援)認定率の比較
  - (2) 第1号被保険者1人あたり給付月額額の比較
  - (3) 施設・居住系サービス整備状況の比較
- 4 地域で暮らす高齢者の状況
  - (1) 介護・介助の必要性
  - (2) フレイルの状況(運動機能)
  - (3) 認知機能の状況
  - (4) 疾病の状況
  - (5) 住み慣れた地域で生活していくために求められているサービス
- 5 第8期計画の評価
  - (1) 被保険者数・要介護(支援)認定者数等
  - (2) 介護給付費等
  - (3) 各取組みの進捗状況
    - ① 自立支援、介護予防又は重度化防止の取組み
    - ② 介護給付等に要する費用の適正化の取組み

## 6 第9期計画に向けた課題

### 第3章 高齢者福祉の取り組み

#### 1 計画の基本理念等

- (1) 基本理念
- (2) 基本方針
- (3) 施策体系

#### 2 【基本方針Ⅰ】 地域における高齢者支援の体制整備の取り組み

##### (1) 自立した生活を支える安心・安全なまちづくり

###### ① 高齢者の生活を支える人材の育成

ボランティア養成講座、高齢者応援ボランティア養成講座、サポーターフォローアップ研修

###### ② 高齢者の生活を支える団体との連携及びネットワークの強化

民生委員、区長、老人クラブ、障がい者・ボランティア団体との連携、各団体同士の会議

###### ③ 高齢者の生活支援

エプロン隊、介護用品支給事業？、住改支援事業、デマンド交通、住宅改造(バリアフリー補助金も)、住まい・介護情報等の提供(介護情報誌)、運転免許自主返納支援、高年者学級(防犯・終活・スマホ等 公民館主催事業)

###### ④ 高齢者の安全・安心

総合相談・実態把握訪問、権利擁護(虐待防止、成年後見制度促進)、配食、緊急通報装置、災害時への対応(個別避難計画、福祉避難所)、特殊詐欺被害防止対策補助金

##### (2) 生きがいとふれあいのあふれるまちづくり

###### ① 地域の高齢者が集う場の整備

高齢者サロンの立ち上げ、活動支援、リーダー交流会、サロンマップ、ほほえみ広場、老人クラブへの支援

###### ② 高齢者の就労支援

シルバー人材センターの支援・周知、介護ボランティア養成講座後のヘルパー斡旋、高齢者等活躍促進加算(保育施設)の推奨

###### ③ 高齢者のボランティア活動の促進

エプロン隊・ほほえみ広場スタッフの募集、機能別消防団の整備

##### (3) 医療等が必要になっても住み慣れた地域で生活できるまちづくり

###### ① 在宅医療・介護連携の推進

###### ② 認知症対策の促進

##### (4) 地域包括支援センターの機能強化

#### 3 【基本方針Ⅱ】 介護予防の推進の取り組み

##### (1) 介護予防の取り組み

###### ① 地域介護予防活動支援事業

介護予防を目的とする高齢者サロンの新設・育成にかかる支援、介護予防・健康づくりを行う地域団体への補助等(生きがいと健康づくり委託料、地域活動応援金)

###### ② 介護予防普及啓発事業

健康お話隊など、介護予防の普及啓発を行う。(脳リフ・はっぴいは終了)

###### ③ 地域リハビリテーション活動支援事業及び高齢者サロン事業

サロンなどへ、リハ職や体操講師を派遣

###### ④ 短期集中介護予防サービス事業

###### ⑤ 一般介護予防評価事業

##### (2) 健康づくりの取り組み

※高齢者は、生活不活発になることで要介護状態に陥る危険性が高いため、健康づくりにより疾病を予防することは、介護予防に直結します。

- ① 健(検)診、保健指導の実施  
     **特定健診・保健指導、がん検診、歯周病検診**
- ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施  
     **ハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチ**
- ③ 生活習慣病予防の取組み
- ④ 感染症予防の取組み

4【基本方針Ⅲ】介護保険事業の円滑な運営の取組み

- (1) 介護保険制度及びその理念の周知
- (2) 介護給付等適正化の取組み
  - ① 要介護認定の適正化
  - ② ケアプラン点検・住宅改修費等の点検
  - ③ 医療情報との突合・縦覧点検
  - ④ その他  
     **事業所への指導(集団指導、運営指導、他県事例による注意喚起)**
- (3) 利用者への支援
  - ① 相談・苦情受付体制の充実
  - ② 低所得者の負担軽減の取組み  
     **社会福祉法人等利用者負担軽減制度、低所得者等保険料軽減、負担限度額、高額介護サービス費等の勧奨**
- (4) 事業者への支援
  - ① ケアマネジメントの質の向上  
     **包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、地域ケア会議、困難事例検討会(NW 会議)、ケアマネ協議会、ケアプラン点検アドバイザー派遣事業**
  - ② 介護サービスの質の向上  
     **リハビリテーション専門職派遣事業、自立支援型サービスマニュアルの周知、**
  - ③ 介護人材の育成・確保  
     **介護ボランティア養成講座、処遇改善加算の取得推進、まるっと KAIGO ネットひじ、外国人人材活用などの情報提供**
  - ④ 介護現場の負担軽減(効率化・省力化)  
     **押印廃止・メール提出促進の取組み、指定申請書等提出書類の削減、ICT・ロボット化に関する補助金などの情報提供**
  - ⑤ 介護サービス提供体制促進のための施設整備等  
     **介護サービス基盤整備事業、地域介護・福祉空間整備事業**
  - ⑥ 事業所の危機管理体制  
     **危機管理(災害、感染症、事故)体制に関する周知、防疫資材の配布**

**第4章 介護サービスの見込み量**

Ⅰ 在宅サービス

- (1) 訪問介護
- (2) (介護予防)訪問入浴介護
- (3) (介護予防)訪問看護
- (4) (介護予防)訪問リハビリテーション
- (5) (介護予防)居宅療養管理指導
- (6) 通所介護
- (7) (介護予防)通所リハビリテーション
- (8) (介護予防)短期入所生活介護・短期入所療養介護

- (9) (介護予防)福祉用具貸与
- (10) (介護予防)福祉用具購入費
- (11) (介護予防)住宅改修費
- (12) (介護予防)居宅介護支援費
- (13) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (14) 地域密着型通所介護
- (15) (介護予防)小規模多機能型居宅介護

## 2 施設・居住系サービス

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院
- (4) (介護予防)特定施設入居者生活介護
- (5) (介護予防)認知症対応型共同生活介護

## 3 地域支援事業

- (1) 訪問型サービス(基準型・緩和型)
- (2) 通所型サービス(基準型・緩和型)
- (3) 短期集中介護予防サービス

## 4 事業所の整備方針

- (1) 居宅介護支援事業所の整備
  - ① 現在の整備状況
  - ② 第9期における整備方針
- (2) 地域密着型サービス事業所(居住型除く)の整備
  - ① 現在の整備状況
  - ② 第9期における整備方針
- (3) 施設・居住系事業所の整備
  - ① 現在の整備状況
  - ② 第9期における整備方針

## 第5章 介護保険料の設定

### 1 介護保険の財源

- (1) 介護保険事業の財政構成
- (2) 介護保険料の算定方法

### 2 被保険者数・要介護認定者数の見込み

- (1) 第1号被保険者数の見込み
- (2) 要介護(支援)認定者数の見込み

### 3 事業費等の見込み

- (1) 介護サービス給付費の見込み
- (2) 介護予防サービス給付費の見込み
- (3) その他介護(予防)給付費等の見込み
- (4) 地域支援事業費の見込み
- (5) その他

**調整交付金の見込み額と相当額の差額、保険者機能強化推進交付金等、保険料収納率、第1号被保険者負担割合**



4 所得段階の見込み
(1) 所得段階の設定
(2) 所得段階別被保険者数の見込み
5 介護保険料額の算定
(1) 第9期介護保険料
(2) 中長期的な介護保険料
<b>資料編</b>
1 介護保険制度改正のポイント
2 用語の解説
3 介護保険事業計画等策定委員会設置要綱及び第9期策定委員会委員名簿

### 3 国が定める基本指針(案)への対応状況

第9期事業計画骨子案において、国が定める基本指針(案)に対応している項目は、次のとおりです。

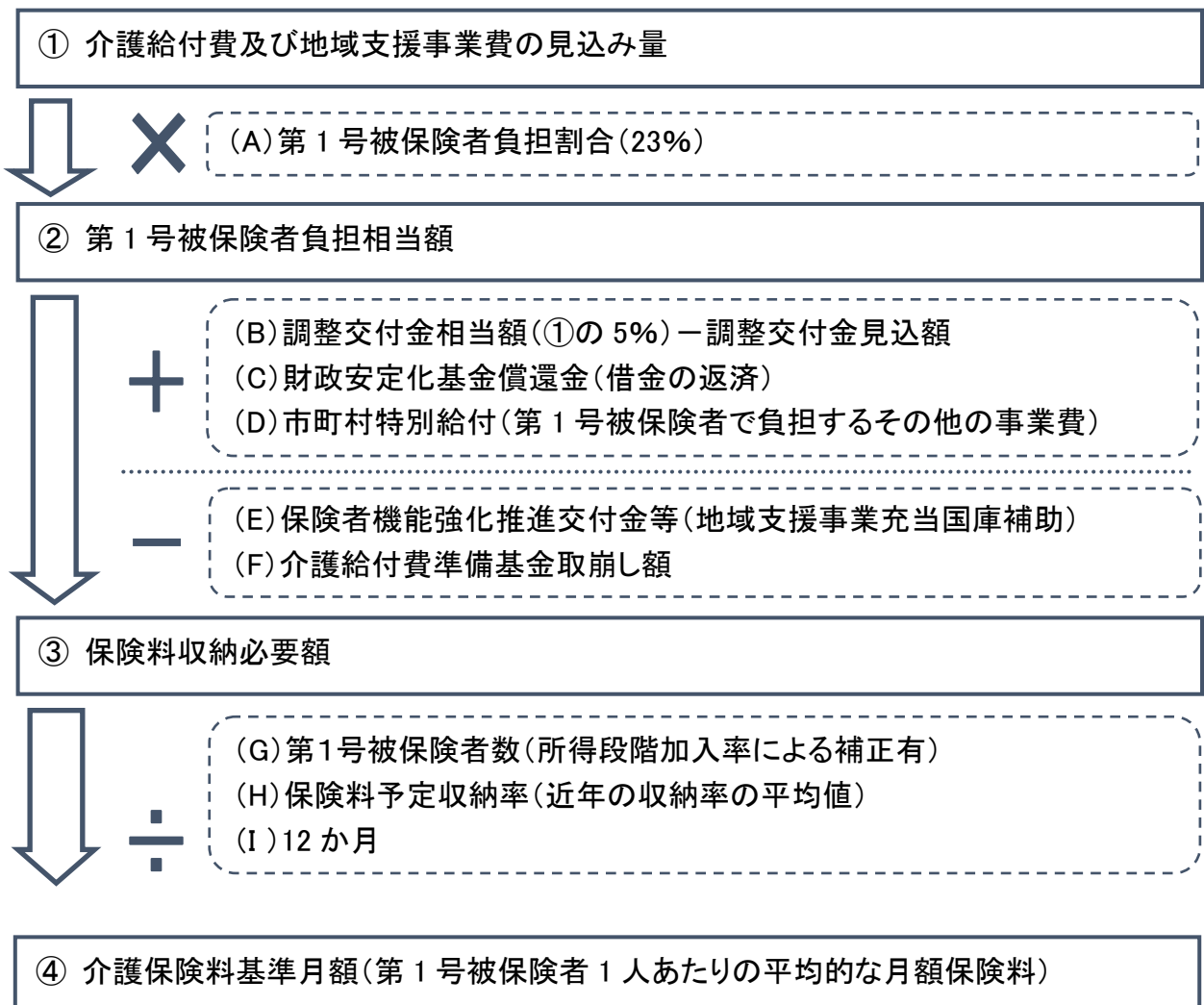
No	国の定める指針の事項	第9期計画対応箇所
(1) 基本的記載事項(案) ※必ず計画に定めなくてはならない事項		
①	日常生活圏域	第1章4
②	各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	第4章1,2,4
③	各年度における地域支援事業の量の見込み	第4章3
④	被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定	第3章2~4
(2) 任意的記載事項(案) ※地域の実情に応じて、計画に定めるよう努める事項		
①	地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項	第3章2
②	各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	第4章4
③	各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策	第4章4
④	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等	第3章4
⑤	介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	
⑥	認知症施策の推進	第3章2
⑦	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数	第4章4
⑧	地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	第3章2
⑨	市町村独自事業に関する事項	
⑩	災害に対する備えの検討	第3章2、第4章3
⑪	感染症に対する備えの検討	第3章2、第4章3

## 議題2 介護給付費等の見込み量及び介護保険料の推計について

### 1 介護保険料の算定方法

第9期介護保険料は、厚労省が運営している WEB システム「地域包括ケア見える化システム」を用いて算定します。①まず、近年の介護サービス利用実績や、被保険者数及び認定者数等の推移から、向こう3年間の「介護給付費等の見込み量」を算定し、②それに第1号被保険者負担割合を乗じて、「第1号被保険者負担相当額」を算出します。③ここに、第1号被保険者で負担すべきその他の事業費や借金返済などを加えるとともに、国庫補助金や基金の取崩し分を減じ、第1号被保険者が負担すべき最終的な額（「保険料収納必要額」）を算出します。④この額を、保険料の予定収納率、向こう3年間の第1号被保険者見込数及び12月で除し、「介護保険料基準月額」が算定されます。

#### 【保険料算定フロー図】



※日出町では、現在のところ(C)と(D)はありません。

#### 【保険料算定のポイント】

〇①をどう見込むか。過小だと保険料は下がるが財源不足に陥り、過大だと財源は確保できるが保険料が高騰する。

○(F)をいくら取り崩すか。3,000万円の取崩しで、約100円分の保険料高騰を抑えられる。

## 2 介護給付費の見込量の推計方法

介護給付費の見込量は、見える化システムにより自然体推計で算出されます。「自然体推計」とは、近年における要介護認定率や介護サービスの利用率の推移が今後も続くと仮定して、未来の数値を予測するものです。

要介護認定者数	施設サービス給付額	居宅サービス給付費
各年度の推計被保険者数 × 要介護認定率(※)  ※R3~5の認定率の推移により設定	各年度要介護認定者数 × サービス利用率(※1) × 介護度別1人当たり給付費平均(※2)  ※1: R3~5の利用率の推移により設定 ※2: R3~5の実績値の平均等により設定	各年度在宅サービス対象者(※1) × サービス利用率(※2) × サービス利用回数(※3) × 介護度別1人当たり給付費平均(※4)  ※1: 要介護認定者数-施設サービス利用者 ※2: R3~5の利用率の推移により設定 ※3: R3~5の利用回数の推移により設定 ※4: R3~5の実績値の平均等により設定

この自然体推計に影響を与える各種設定や数値の調整について、次のとおり検討が必要になってきます。設定は、「過去3年間の増減率を基本としつつ、利用率等が第8期の値を下回らない」ことを念頭に行っていきたいと考えています。

### (1) 人口と被保険者数の設定

高齢者数が多いと、保険料収納必要額を支える人数が多くなるため、保険料は低くなります。設定は、国立社会保障・人口問題研究所が公表しているデータ等、次の中から選択します。また③④のデータが公表されていないため、公表後は④を、間に合わない場合は、②を使用することを検討しています。

- ① 日本の地域別将来推計人口(H30年推計)データ
- ② ①の補正データ
- ③ 日本の地域別将来推計人口(R5年推計)データ
- ④ ③の補正データ
- ⑤ 独自の推計データ

#### 【補正の内容について】

将来推計人口と実際の人口との乖離が小さくなるよう、R4.9末の第1号被保険者数と将来推計65歳以上人口を合致させ、将来推計人口全体に同率の係数を乗じるもの。

### (2) 要介護認定率の設定

要介護認定率とは、1号被保険者数に占める認定者の割合です。設定は次の中から選択しますが、近年は、コロナ禍の影響により認定率が低下傾向にあるため、現状から認定率が低下しないよう、認定率の伸びをゼロに設定することを検討しています。(カッコ内は認定率の伸び率)

- ① R4~5年度の変化(-0.3)
- ② R3~5年度の変化の平均(-0.3)
- ③ R3~4年度の変化(-0.2)
- ④ ゼロ

### (3) 施設・居住系サービス利用率の伸びの設定

認定者数に占める、介護保険施設及びグループホームなどを利用する者の割合です。(2)と同様の選択肢ですが、すべて増加率がゼロであるため、次のとおり選択することを検討しています。

- ④ ゼロ

### (4) 在宅サービス利用率の伸びの設定

在宅サービス対象者数(認定者から施設・居住系サービス利用者を減じた数値)に占める、在宅サービス(デイやヘルパーなど)を利用する者のサービス別割合です。次のとおり選択することを検討しています。(カッコ内は、サービス別利用率の伸び率合算平均値)

- ① R4~5年度の変化(0.76)
- ② R3~5年度の変化の平均(0.44)
- ③ R3~4年度の変化(0.12)
- ④ ゼロ

### (5) 在宅サービス1人1月あたり利用回数の伸びの設定

在宅サービス利用者1人1月あたりのサービス別平均利用回数です。増減数は、どの選択肢もサービスごとにバラつきがありますが、すべてに共通して、「訪問介護が大きく下がっている」「訪問リハ、地域密着型通所介護が大きく上がっている」ことが見受けられました。訪問介護は、給付費全体の6~7%を占める予算規模の大きいサービスであるため、訪問介護の利用回数が下がらないよう、次のとおり選択することを検討しています。(カッコ内は、訪問介護・訪問リハ等の利用回数の増減)

- ① R4~5年度の変化(訪問介護-14.6・訪問リハ 13.8・地域密着型通所介護 12)
- ② R3~5年度の変化の平均(訪問介護-15.5・訪問リハ 15.8・地域密着型通所介護 13.3)
- ③ R3~4年度の変化(訪問介護-16.3・訪問リハ 17.8・地域密着型通所介護 14.6)
- ④ ゼロ

### (6) 1人1月(回)あたり介護サービス給付費の設定

1人1月あたり(在宅サービスは1人1回あたり)介護サービス給付費の額です。R3~5の実績平均値を使用するか、もしくは任意の数値を使用するかを、サービス及び介護度ごとに細かく設定します。同じサービスでも、加算の取得状況などにより施設ごとに単価が異なることや、令和6年度報酬改定(3年に1回実施)の内容が未定であることなどを考慮して、数値を設定していく必要があります。設定の方針を次の中から選択し、それに応じて数値を算定していきます。なお、ベースとなる数値は、R3~5の中で選択できますが、総合的にR5が一番高い数値であるため、R5の数値をベースとします。

- ① ベース値を一律1%アップ
- ② ベース値を一律2%アップ
- ③ ベース値を一律3%アップ
- ④ R3~R5の最大値を使用

#### 【各方針におけるベース値からの保険料増加額の目安】

	①	②	③	④
施設・居住系サービス	+24円	+49円	+73円	+40円
在宅サービス	+32円	+64円	+95円	+78円

合計	+56 円	+113 円	+168 円	+118 円
----	-------	--------	--------	--------

**(7) 自然体推計後の介護サービス利用者数等の設定**

自然体推計により算出された介護サービス利用者数等は、任意で数値を補正することができます。コロナ禍による介護サービスの利用控えの影響で、自然体推計値がどうしても低めに出してしまうため、施設・居住系および在宅サービスの利用者数等について、次のとおり補正を行うよう検討しています。なお、補正を行わなかった場合は、補正した場合と比較して、150 円ほど保険料が下がります。また、最終的に R5.11 審査分の数値までを引用するため、今後、数値が変化する可能性があります。

**【補正の内容】**

(A:R6 年度の自然体推計値 B:R4~R5.8 審査分の平均値)

A と B を比較し、B が大きい場合は、「B/A」を係数として、各年度の自然体推計値に乘じる。

(補正例)

1 訪問介護	R4~R5.8 平均 (B)	介護	予防	計	R6推計値に対する割合 (B/A)	1.02	係数として推計値に乘じる
		215人		215人			

	自然体推計 (月値)								推計修正値							
	計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
R6 (A)	211人			78人	49人	26人	35人	23人	216人	0人	0人	80人	50人	27人	36人	23人
R7	225人			83人	52人	28人	37人	25人	231人	0人	0人	85人	53人	29人	38人	26人
R8	235人			87人	54人	29人	39人	26人	241人	0人	0人	89人	55人	30人	40人	27人
R12	243人			90人	56人	30人	40人	27人	249人	0人	0人	92人	57人	31人	41人	28人
R17	244人			90人	56人	31人	40人	27人	250人	0人	0人	92人	57人	32人	41人	28人
R22	243人			90人	56人	30人	40人	27人	249人	0人	0人	92人	57人	31人	41人	28人
R27	243人			90人	56人	30人	40人	27人	249人	0人	0人	92人	57人	31人	41人	28人
R32	244人			90人	56人	31人	40人	27人	250人	0人	0人	92人	57人	32人	41人	28人

※コロナ禍の影響が大きかったこと、補足給付の制度改正により施設利用者数が年度途中で大きく変化したことにより、B については R3 を除いて平均値を算出しています。

※高額介護サービス費等のその他サービスについては、人数ではなく給付費額の比較となります。

**【補正の対象となったサービス】**

○施設・居住系サービス

特定施設入居者生活介護(1.14)、介護老人保健施設(1.06)

○在宅サービス

訪問介護(1.02)、訪問入浴介護(1.25)、通所リハビリテーション(1.04)、特定福祉用具購入費(1.14)、居宅介護支援(1.01)、定期巡回型・随時訪問型介護看護(1.67)、地域密着型通所介護(1.18)

○その他サービス(介護サービスに付随する給付)

高額介護サービス費(1.04)、高額医療合算介護サービス費(1.02)、審査支払手数料(1.04)

**(8) 介護給付費準備基金の取崩しについて**

介護給付費準備基金は、介護保険事業の余剰金(主に第1号保険料)を積み立てたもので、介護保険事業の原資に不足が生じた場合、取崩しを行います。計算上、この基金を取り崩すことで、保険料の高騰を抑えることができます。第8期保険料は、基金を8,500万円(残高の約50%)取り崩すことを前提に算定しています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、73.3%の高齢者が保険料据置又は低減を求めており、保険料の据置を目的とした基金の取崩しを検討しています。

**【基金の取崩し額と保険料抑制の関係】**

基金取崩し額	100 万円	1,000 万円	5,000 万円	1 億円	1.25 億円	2.5 億円
--------	--------	----------	----------	------	---------	--------

保険料抑制額	約 3 円	約 33 円	約 164 円	約 329 円	約 411 円	約 824 円
--------	-------	--------	---------	---------	---------	---------

### 3 介護保険施設等の状況について

#### (1) 入所申込者実態把握調査の結果について

施設・入居系サービス事業所及び有料老人ホーム等の利用待機状況を把握するために、町内施設を対象として入所申込者実態把握調査を実施しました。介護保険施設における補足給付の縮小や、新たな有料老人ホームの整備などにより、待機者総数は、3年前の前回調査と比べて18ポイント下がる結果となりました。

#### 【対象施設】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

#### 【調査基準日】

令和5年10月1日

#### 【調査事項】

入所に至っていない申込者の介護度・現在の居住場所・入所希望時期、施設の空き室等

#### 【調査結果】

別紙1参照

#### (2) 増床の希望

介護保険施設・入居系サービス事業所の定員を増やすためには、介護保険事業計画に記載する必要があります。上記(1)の調査により、1事業所が増床を希望しています。

#### 【希望事業所】

ボンウエルフェア株式会社 ウェルファ豊丘

#### 【サービス種類】

特定施設入居者生活介護

#### 【増床希望数】

2床

#### 【保険料最大影響推計値】

11円

#### 【増床希望理由】

廃止した短期入所生活介護の2床分を活用したいため、特定入居者生活介護への転床を希望する。

### 4 保険料算定に係る今後の予定

#### (1) 厚労省への報告

介護サービス等の見込量及び介護保険料は、厚労省へ4回の報告を行い、4回目(3月)で確定させる必要があります。既に1回目の報告を終えており、次回は12月に報告します。保険料算定にかかる係数など、未確定要素が多いため、精査した数値が計算できるのは年末～年明け頃になります。

#### 【第1回報告(10月)の概要】

保険料基準月額:6,057円(第8期保険料比+228円) 基金取崩し額:6,000万円

#### (2) 保険料算定に係る未確定要素

厚労省の社会保障審議会で、介護保険給付と負担の見直しが議論されており、年末までに決定す

ることとされています。また、算定に利用する R5 データの更新や、新たな人口推計データによっても保険料の算定は変動します。保険料算定に係る主な未確定要素は次のとおりです。

○所得段階の見直し

個々人の保険料を定める所得段階を、現行の 9 段階（日出町は 10 段階）から 13 段階とし、低所得者の保険料調整率を低くする代わりに、高所得者を引き上げる予定としています。国の見直し結果を受けて、日出町の所得段階及び各段階の調整率を決定する必要があります。（第 3 回委員会での審議を予定）

**【所得段階の改定案】**

現行の所得段階		
所得段階	調整率	保険料年額
第1段階	0.30	20,900 円
第2段階	0.50	34,900 円
第3段階	0.70	48,900 円
第4段階	0.84	58,700 円
第5段階	1.00	69,900 円
第6段階	1.20	83,900 円
第7段階	1.30	90,900 円
第8段階	1.50	104,900 円
第9段階	1.70	118,900 円
第10段階	2.00	139,800 円

改定後の所得段階(案)		
所得段階	調整率	保険料年額
第1段階	0.275	19,200 円
第2段階	0.48	33,500 円
第3段階	0.685	47,900 円
第4段階	0.90(※)	62,900 円
第5段階	1.00	69,900 円
第6段階	1.20	83,900 円
第7段階	1.30	90,900 円
第8段階	1.50	104,900 円
第9段階	1.70	118,900 円
第10段階	1.90	132,900 円
第11段階	2.10	146,800 円
第12段階	2.30	160,800 円
第13段階	2.40	167,800 円

所得段階の改定案は、今後、変動する可能性があります。

あります。

※今回、第 4 段階の調整率に改定予定はありませんが、元々、国の調整率より低く設定していたため、数値が変動しています。

○介護報酬の見直し

介護サービスの対価である介護報酬が見直されます。物価高騰などを受けて、プラス改定であることは確実とされていますが、保険料を決定する時期までに間に合わない可能性が高く、本資料 P11「1 人 1 月(回)あたり介護サービス給付費の設定」のとおり、給付費を現行より高めに設定しておく必要があります。

**【介護報酬改定の概要】**（厚労省社会保障審議会給付費分科会（R3.1.13）資料より抜粋）

改定時期	改定率	備 考
平成 15 年度	▲2.3%	制度発足後、初の改定
平成 18 年度	▲0.5%	
平成 21 年度	3.0%	介護従事者の人材確保・処遇改善へ向けた改定。
平成 24 年度	1.2%	処遇改善分は+2%、その他は▲0.8%
平成 26 年度	0.63%	消費税増税(8%)対応分の反映
平成 27 年度	▲2.27%	
平成 29 年度	1.14%	介護人材処遇改善

平成 30 年度	0.54%	
令和 1 年度	2.13%	消費税増税(10%)対応、介護人材処遇改善
令和 3 年度	0.7%	感染症や災害への対応力強化、介護人材の確保等



## 議題3 新規事業・拡充事業の推進について

### 1 新規事業について

次の新規事業を事業計画に掲載し、第9期計画期間中の開始を目指します。

#### (1) 介護予防ケアマネジメントのICT化(介護予防ケアマネジメント事業)

##### 【掲載予定箇所】

第3章2(4)「地域包括支援センターの機能強化」

##### 【事業内容】

地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメント業務をICT化し、要支援認定者及び事業対象者に対する自立支援をより推進できるよう、ケアマネジメントの質の向上と平準化、業務の省力化を図ります。具体的には、(株)オムロンが開発したシステムを導入し、主にタブレット端末により利用します。

##### 【事業開始予定時期】

令和6年度中

#### (2) 認知症高齢者の個人賠償責任保険加入事業(家族介護支援事業)

##### 【掲載予定箇所】

第3章2(3)②「認知症対策の促進」

##### 【事業内容】

認知症高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、もしもの賠償責任に備え、SOSネットワーク事業に登録のある認知症高齢者に対し、個人賠償責任保険への加入を支援します。

##### 【事業開始予定時期】

令和6年度中

#### (3) 緊急通報装置導入事業(高齢者等見守り支援事業)

##### 【掲載予定箇所】

第3章2(1)④「高齢者の安全・安心」

##### 【事業内容】

主に1人暮らしの高齢者に専用スマートフォン端末を貸出し、高齢者が緊急時に端末のボタンを押すことで、24時間365日コールセンターが対応します。また、高齢者宅にセンサーを設置し、一定時間反応がない場合は、安否確認のため事業者がかけつけます。

##### 【事業開始予定時期】

令和6年度中

### 2 拡充事業について

高齢者の介護予防・重度化防止、自立支援の推進のため、次のとおり拡充していきます。

##### 【事業名】

短期集中介護予防サービス事業

##### 【掲載予定箇所】

第3章3(1)④「短期集中介護予防サービス事業」

## 【事業内容】

フレイル状態にある要支援認定者及び事業対象者に対し、リハビリテーション専門職や栄養士、歯科衛生士が、運動や生活指導を短期集中的に行うことで、フレイルから脱却させ、元気な高齢者を増やす取り組みです。当該事業は、令和4年10月からスタートしています。要介護状態に陥る高齢者をできるだけ減らし、もって、介護給付費増加の抑制に寄与するよう、第9期は当該事業を拡大していきます。

## 【拡大の内容】

○利用者の拡大

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用者数	6 人	14 人(見込)	30 人	56 人	56 人

○事業委託先の拡大

┆事業所⇒2事業所

○住民啓発イベント等の開催

## 3 計画への掲載を終了する事業について

第9期中に廃止が予想される次の事業は、計画への掲載を終了します。なお、第8期計画に掲載のある「成年後見制度利用促進基本計画」は「地域福祉計画」に統合されたため、掲載を終了します。

### (1) ハッピー教室及び脳のリフレッシュ教室

【第8期計画掲載箇所】第4章基本方針Ⅰ1(1)「支え合うまちづくりのために」

【事業内容】地区からの要請に応じて、転倒骨折予防教室や認知症予防教室を開催し、次年度からの自主教室化を図る。

【終了理由】既に多くの地区で自主教室をはじめとする高齢者サロンが立ち上がっており、当該事業に対し、新規要請が見込めないため。

### (2) 老人介護者手当

【第8期計画掲載箇所】第4章基本方針Ⅰ2(1)「保険給付以外の日常生活支援」

【事業内容】在宅で要介護4以上の高齢者の介護を1年以上行う低所得世帯に、月5,000円を支給する事業。(町独自事業)

【終了理由】過去の行財政改革にかかる事務事業評価にて、原則、廃止するよう指示を受けており、第9期中に事業の廃止を検討しているため。

### (3) 介護用品支給事業

【第8期計画掲載箇所】第4章基本方針Ⅰ2(1)「保険給付以外の日常生活支援」

【事業内容】在宅で要介護4以上の高齢者の介護を行う低所得世帯に、介護用品の助成を行う事業。(家族介護支援事業)

【終了理由】国が第8期での事業の廃止を予定しているため。(廃止延期の場合は掲載する。)

### (4) 介護給付費通知

【第8期計画掲載箇所】第4章基本方針Ⅲ3(1)「介護給付等費用の適正化について」

【事業内容】年に1回、利用した介護サービスの種類と費用の額を通知し、過剰なサービス利用の抑制を図る。

【終了理由】第9期において、国の「介護給付等適正化事業」の主要事業から外れるため。

## 議題4 その他

### Ⅰ 計画策定スケジュール及び策定委員会日程について

#### (1) 全体スケジュールについて

	令和5年				令和6年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本データ・資料分析	←→						
事業計画における施策・事業の実績評価	←→						
サービス見込量及び介護保険料の算定		6,057円		2回目報告	3回目報告		最終報告
各種施策の整理及び検討			←→				
計画書原案の作成			←→				
パブリックコメントの実施				素案完成	←→		
策定委員会の開催	第1回		第2回		第3回	第4回	
町長への答申				素案確認			←→
介護保険料の決定(介護保険条例の改正)							←→

#### (2) 策定委員会の主な審議内容について(予定)

##### ① 第3回策定委員会(1月開催予定)

- 日出町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について
- 介護保険料の算定について

※介護保険の給付と負担の見直しについて、結果が国から示された後に委員会を開催します。  
 ※素案は、委員会の概ね1週間前までに送付します。

##### 【第3回策定委員会での決定を予定する事項(予定)】

- ・計画素案の内容
- ・介護保険料の推計値

##### ② 第4回策定委員会(2月下旬開催予定)

- 日出町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 最終調整
- 計画の承認及び答申内容

※町長への答申は、3月初旬に委員長が行います。

##### 【第4回策定委員会での決定を予定する事項(予定)】

- ・計画の内容
- ・介護保険料や高齢者福祉・介護保険事業の方針などについて、町長へ答申する内容